諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成28年9月14日(平成28年(行個)諮問第140号)

答申日:平成29年11月20日(平成29年度(行個)答申第133号)

事件名:本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定月日に特定労働基準監督署に申立した申告処理台帳添付書類(調査資料)」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成28年7月1日付け大個開第28-134号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

平成28年7月1日付け大個開第28-134号保有個人情報の開示決定(通知)についての平成28年6月20日付け(平成28年6月20日付け個開第28-134号)で開示請求を申立てし、それまでにA労働準監督署(以下「A労基署」という。)に、平成28年3月18日にA労基署」という。)に、平成28年3月25日に約に対してBハローワークに申立てするが、平成28年3月25日に給料未払い、契約書偽造、労働組合費返納請求を申立てし、申告処理出に制工を申出しまり、受け取りの名前を付け、全部開示を申出したが、を申出しましたが、直接警察に渡してくれてもよい。と警察署のDさん曰く、労働局に直接やり取りする時のやしは相方の確約がある時には行われるが、労働局に直接やり取りがあったとしまり、労働局側がすぐには応じない可能性がある事を述べられ、今回、私が当りの申立てにより、受け取り、渡す約束であったにもかかわらず、大阪労働局からの情報開示の書類一式はずさんな物であり、30枚真っ黒のマスキ

ングと10枚の私が自ら提出した申立ての資料,1枚労働局からの送付状,2枚私の申立てをPC入力し,中途半端な内容を入れ,残り10枚中1枚真っ黒の入電で私と労働局のやり取りといった,全く情示,会社側の内容開示についてなされていないにもかかわらず,郵送料82円と返信用250円と申立て交通費(実費)往復を使わされました。現在,通院もあり,働いていず,この様な調査報告でも情報開示でもない内容に憤りと,C警察署Dさんにも見せましたが,警察が提示する時の内容よりもひどいと言う事でした。

ましてや、申立てしてから、調査が5月の半ばとA労基署Eさんから電話が入り、2ヶ月以上も会社都合ばかり聞いて、こちらが申立てしているにもかかわらず、調査せず、会社側不正を見逃すやり方をしていました。会社はシフト表を半月以上前から作成している事も事前に知らせていたので、「会社側の都合ばかり聞かず、いついつに行きますからと、申出しなかったのですか!?」とEさん、労働局側に苦情申立てします。

大阪労働局特定課FさんとEさんに苦情申立てを何度となくしておりますが、情報開示の責任者だと言うGさんからは電話でも書面でも一言も審査請求について述べられた事はありません。切手代250円を入れて送付して下さいと言われただけで、まさか真っ黒の30枚と自分の情報提出したものと自分が分かる入電が開示と言うずさんな物が送られてくる事など一言もなく、多大な迷惑を調査も2ヶ月以上、開示に1ヶ月とどれだけ労働者側に不利益なものとしてきたか!!

反省と共に不正とブラック企業とも言える企業に対し、野放しにし続け、 他の従業員や社員も期間限定の様な雇用契約書を交わさないと働けない様 に短時間雇用も含めて企業だけが大きく増益となっていっています。この 様なブラック企業を放置する事に労働局側もましてや厚生労働省側、厚生 労働大臣までもが加担するつもりでしょうか?大阪では,ブラック企業が. 増え続け、①研修期間、②試用期間、③トライアル雇用(時給)、社会保 険を加入させない企業、又ハローワークで確認しましたが、この期間も法 人であれば、四分の三以上勤務、長期雇用、正社員となる可能性があれば 初回から,社会保険に加入させなければならないと言う事であるが,ほと んどの企業が未加入です。実態、私も目の当たりにして、長時間雇用、長 期勤務でありながら、わざと、パートや契約雇用(時給)にしている大企 業もあり,中小企業も税対策も含めて,トライアル雇用をし,社会保険も 加入させず、ハローワークから支援金をもらう為の雇用をわざとし、違う 雑誌の求人と違う職種でハローワークに届出しておき、雇用する悪質な企 業もあります。全て、私が目の当たりにし、Bハローワークに調査依頼し ております。又、脱税も含めて、税務署にも通報していますが、雇用の改 善の裏側にブラック企業が新しい手段として増えており,やむを得ず働き

続けている人もいるし、辞めざるを得ない人達もA労基署を含めて、各労働基準監督署には相談や申立てがある事を周知して、改善しなければならない事であり、トライアル雇用より、働く側、労働者側に立ち、雇用保険も加入させない企業により、失業保険もなく、支払い等に大変な目にあっているケースが多くあると言う事を労働者側に立つ労働条件、雇用条件の改善に努めなければ、ブラック企業は増える上に野放し状態になっており、ハローワーク職員等増やさなければ調査に手が回っていない!!

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成28年6月20日付け(同日受付)で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は原処分を行ったところ、審査請求人がこれを 不服として、平成28年7月19日付け(同月22日受付)で審査請求 を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年法律第49号)等の違反があるとした情報提供による申告処理に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書(以下「対象文書」という。)である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書(文書番号4の②)には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されているが、これらの情報には、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(文書番号1)

労働基準法等関係法令では、労働者は事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官は申告を受理した場合、対象となる事

業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙はかかる申告事案の処理状況及びその経過が記載されている。

文書番号1の申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(1頁ないし1 2頁)の「処理経過」欄等の記載のうち、不開示とした部分には、 労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の 見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担 当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書番号1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び第7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書番号1の②のうち労働基準監督官が面接した人物の氏名,役職等個人に関する情報は,法14条2号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって,特定の個人を識別できるものに該当し,同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため,不開示とすることが妥当である。

また、文書番号1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになるほか、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、労働基準監督官の行

う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、 法違反の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが あることから、法14条5号及び第7号イに該当し、不開示とする ことが妥当である。

(イ)特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(文書番号4) 文書番号4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記 載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明ら かとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事 業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある ことから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とするこ とが妥当である。

また、当該文書は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係 を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件とし て任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、 通例として開示しないこととされているため、法14条3号口に該 当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして 事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督 官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働 基準監督官の指導に体する自主的改善についても意欲を低下させ、 さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という 性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、 ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法1 4条5号及び第7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。 加えて、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報が含 まれているが、これは審査請求人以外の特定の個人を識別できる情

まれているが、これは審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「大阪労働局からの情報開示の書類一式はずさんな物であり、30枚真っ黒のマスキングと10枚の私が自ら提出した申立と資料、1枚労働局からの送付状、2枚私の申立をPC入力し、中途半端な内容を入れ、残り10枚中1枚真っ黒の入電で私と労働局のやり取りといった全く情示、会社側の内容開示についてなされていないにもかかわらず、郵送料82円と返信用250円と申立交通費(実費)往復を使わされました。(原文マ

マ)」等と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく 開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に 基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、審査 請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼす ものではない。

(5) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきもの と考える。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成28年9月14日付け厚生労働省発基0914第4号により諮問した平成28年(行個)諮問第140号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁としては原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

記

特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書のうち38頁,4 0頁ないし54頁及び56頁ないし89頁の対象文書全体(以下「当該文書」という。)について

諮問庁としては、当該文書については、審査請求人を識別できる情報が 含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当 しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとさ れた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、 開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の 取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示 情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的効果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違

反の事案を確認した場合,直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく,まず,当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い,当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により,労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を 正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を 図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

よって、当該文書が開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に体する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、38頁、60頁及び73頁には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月14日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月29日

④ 平成29年7月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年10月10日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年11月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定月日に特定労働基準監督署に申立した 申告処理台帳添付書類(調査資料)」に記録された保有個人情報であり、 具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有 個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して,諮問庁は,原処分を妥当としていることから,本件対象 保有個人情報を見分した結果を踏まえ,保有個人情報該当性及び不開示情 報該当性について,以下,検討する。

- 2 保有個人情報該当性について
- (1) 諮問庁は、別表1の1欄に掲げる文書に記録された情報については、 審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別でき る情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情 報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該文書には審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することのできる情報の記載は認められない。

そこで、当該文書の取得又は作成の目的等に照らして、以下検討する。

(2) 当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督官が臨検監督を実施した際などに、特定事業場から任意に提出された文書であり、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分に記録された情報は、審査請求人を本人とする 保有個人情報に該当すると認められる。

- 3 不開示情報該当性について
- (1) 別表2の5欄に掲げる部分について

ア 通番2

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部である。

当該部分は、諮問庁によると、処分庁が臨検後の経過報告として、審査請求人に伝えた内容であるとしていることから審査請求人が知り得る情報である。当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発

見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を 及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由 があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示 しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び口、5号並び に7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

当該部分は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督 官が臨検監督を実施した際などに、特定事業場から任意に提出され た文書である。

当該部分は、審査請求人が記入して特定事業場に提出した文書又は 審査請求人が特定事業場から渡された文書であると認められ、審査 請求人が知り得る情報であると認められる。当該部分の一部には、 審査請求人以外の個人の氏名、住所、職氏名、印影等が記載されて おり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関 する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当 するが、慣行として審査請求人が知ることができる情報であること から、同号ただし書イに該当し、その余の部分には、審査請求人以 外の個人に関する情報は含まれていない。したがって、当該部分は、 同号に該当しない。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び口、5号並び に7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表2の5欄に掲げる部分以外の部分について

ア 通番1

当該部分は、申告処理台帳の「完結区分」欄の全部及び申告処理台帳続紙の「処理経過」欄のうちの労働基準監督官の所見が記載されている部分であり、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号につ

いて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2,通番3及び通番4

- (ア) 当該部分のうち、通番 2 は、申告処理台帳続紙の「処理経過」の うち、労働基準監督官が被申告事業場から聴取した内容、調査の結 果得た情報等が記載されており、これを開示すると、申告処理にお ける調査の手法が明らかになるほか、当該事業場を始めとして事業 者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に 対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監 督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難 にするおそれがあると認められる。
- (イ) 当該部分のうち、通番3及び通番4は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督官が臨検監督を実施した際などに、特定事業場から任意に提出された文書であり、これを開示すると、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。
- (ウ) したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、 3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく、不開示とす ることが妥当である。
- 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、別表1の1欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められ、また、別表2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張	2 保有個人情報該当性
する部分	
文書番号4「特定事業場から特定労働基	保有個人情報に該当する。
準監督署へ提出された文書」のうち、38	
頁、40頁ないし54頁及び56頁ないし	
89頁の対象文書全体	

別表 2

1	文書		2	3 不開示部分	4 不開示情報					5 開示す
文	対象文	頁	通		該当性(法14					べき部分
書	書名		番		条	該当	i号)			
番					3 3 5			5	7	
号					2 号	号	号	っ号	号	
					7	イ	П	ר	イ	
1	申告処	1 な	1	①1頁の「完						
	理台帳	いし		結区分」欄及						
	及び申	1 2		び12頁の「				\bigcirc	\circ	
	告 処 理			処理経過欄」						
	台帳続			3 行目						
	紙		2	②3頁の「処						3 頁の「
				理経過欄」1						処理経過
				行目ないし3						欄」1行
				行目						目 1 文字
				4 頁の「処理						目ないし
				経過欄」1行						9 文字目
				目ないし3行						,1行目
				目, 9 行目及	0	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	2 2 文字
				び10行目,						目ないし
				17行目及び						3 行目
				18行目並び						
				に21行目						
				5 頁の「処理						
				経過欄」1行						
				目ないし29						

	Г	ı	1			 							
				行目									
				6 頁の	「処理								
				経過欄	」1行								
				目ない	し10								
				行目									
				7頁の	「処理								
				経過欄	」13								
				行目及	び14								
				行目並	びに1								
				7 行目	及び 1								
				8行目									
				8 頁の	「処理								
				経過欄	」 9 行								
				目ない	し17								
				行目及	び「備								
				考欄」	1 行目								
				1 文字	目ない								
				し337	文字目								
				9 頁の	「処理								
				経過欄	」1行								
				目ない	し32								
				行目									
				10頁	の「処								
				理経過	欄」 1								
				行目な	いし9								
				行目									
2	申告・	1 3		なし									
	相談票	及び											
		1 4	/										
3	請求人			なし									
	が提出	ない											
	した文	し 2											
	書	2	/										
4	特定事		3	① 2 3								頁	
	業場か	ない		し37 		\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc			9	
	ら特定				5 5 項	-	-		-			9	
	労働基	0 1		及び 9	0 頁な					頁	及	び	1

準 監 督		いし101頁			00頁
署へ提		の対象文書全			
出され		体			
た文書	4	②38頁,4			
		0 頁ないし5			
		4 頁及び 5 6			
		頁ないし89			
		頁の対象文書		\bigcirc	
		全体[保有個			
		人情報非該当			
]			